

横浜市中央卸売市場開設運営協議会要綱

制 定 令和2年6月21日 経運調第574号（市場担当理事決裁）
最近改正 令和5年5月12日 経運調第195号

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市中央卸売市場条例（令和元年12月横浜市条例第36号。以下「条例」という。）第74条に基づき設置される横浜市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第2条 協議会は、条例第75条に基づき、次の事項を担当する。

- (1) 市場の開設又はその業務の運営に関し必要な事項
- (2) 市場における売買取引に関し必要な事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

（委員）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の代理は、認めないものとする。

（会長の選任及び権限）

第4条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第5条 条例第76条第3項に基づく専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 取引参加者
 - (3) その他関係者
- 2 専門委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 専門委員は、再任されることができる。
 - 4 専門委員の代理は、認めないものとする。

（臨時委員）

第6条 条例第76条第3項に基づく臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

- 2 臨時委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員の代理は、認めないものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 協議会は次の事項について調査審議するため、第2項に定める専門部会を設置することができる。

(1) 第2条第2号に定める事項

(2) 委員の過半数の同意を得て専門部会で調査審議すべきと決議した事項

2 前項の規定により設置できる専門部会は次のとおりとする。

(1) 横浜市中心卸売市場青果部専門部会

(2) 横浜市中心卸売市場水産物部専門部会

(3) 横浜市中心卸売市場食肉部専門部会

3 部会は、専門委員のほか、会長が指名する委員及び臨時委員若干人をもって組織する。

4 部会に部会長1名、副部会長1名を置く。

5 協議会は、出席委員の過半数の同意により、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

6 部会の運営は市長が別に定める。

(臨時会)

第9条 協議会は、出席委員の過半数の同意により、臨時会を設置することができる。

2 臨時会は、臨時委員のほか、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 臨時会の会議は、第7条の規定を準用する。ただし、第7条第2項及び第3項の委員は、前項に規定する臨時委員、委員及び専門委員と読み替えるものとする。

4 臨時会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、臨時会の構成員の互選又は会長の指名により定めるものとし、委員長が臨時会の進行を担当し、委員長が欠席した時は副委員長がこれを担当する。

5 臨時会の運営等に係るその他の事項は、協議会が定める。

(関係者等の出席等)

第10条 会長、部会長又は委員長は、それぞれ協議会、部会又は臨時会において必要があると認めるときは、専門委員、臨時委員及び条例第2条第5号に規定する取引参加者等に出席を求めてその意見を述べさせ、もしくは説明させ、または必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第11条 会長は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成12年6月助役依命通達）に基づき、協議会の会議の非公開を決定することができる。

2 会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入しなければならない。

3 傍聴定員は10人とし、会議当日、先着順とする。

(会議資料の配布)

第12条 協議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)に会議資料

を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第13条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第14条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、経済局中央卸売市場本場運営調整課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行する。